

提案基準④ 家庭菜園として管理上必要な建築物

市街化調整区域に存する、又は新たに設置する家庭菜園を維持管理するために必要とする建築物を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 予定建築物の敷地は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 敷地は、家庭菜園に供している、又は供しようとする 300 平方メートル未満（複数の者が共同して利用する形態のものにあつては、1000 平方メートル未満とする）の土地と同一区域であること。この場合において、家庭菜園の使用に必要とする通路を含むことができるものとする。
 - (2) 敷地には、原則、次に掲げる地域地区等を含まないこと。ただし、以下の地域地区等を含む場合は、区域の面積を 3,000 平方メートル未満とし、含まれる地域地区の許可等が受けられるものであること。
 - ア 自然環境保全地域（自然環境保全条例（昭和 47 年神奈川県条例第 52 号）第 2 条に規定するものをいう。）
 - イ 近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項に規定するものをいう。）
 - ウ 特別緑地保全地区（都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項に規定するものをいう。）
 - エ 保安林及び保安施設地区（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に規定する保安林及び同法第 41 条第 1 項に規定する保安施設地区をいう。）
 - オ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定するものをいう。）
 - カ 史跡名勝天然記念物の保全に影響を及ぼす区域（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 69 条第 1 項、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）第 31 条第 1 項又は文化財保護条例（昭和 39 年横須賀市条例第 41 号）第 3 条第 1 項に規定するものをいう。）
 - (3) 敷地は、建築基準法第 42 条に規定する道路に敷地が 2 メートル以上接していること。
 - (4) 敷地内には、駐車スペースが確保されていること。ただし、周辺の交通安全上支障がない場合等、確保する必要がないと認められる場合はこの限りでない。
- 2 予定建築物は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (1) 用途は、維持管理上必要な便所、倉庫、その他これらに類するものであること。
 - (2) 建築物は、家庭菜園に最低限必要な用途に限定するものであるから、複数戸の計画でないこと。
 - (3) 建築面積及び延べ面積は、便所については 2 平方メートル、倉庫、その他これらに類するものについては 5 平方メートル以内であること。また、便所と倉庫、その他これらに類するものを複合した建築計画における建築面積及び延べ面積は、5 平方メートル以内とする。
 - (4) 建築物の最高高さは、地盤面から 3.5 メートル以内であること。
 - (5) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、道路境界線から 3 メートル以上、隣地境界線からは 2 メートル以上後退していること。
 - (6) 建築物の形態及び意匠は、当該市街化調整区域周辺の景観に調和していること。
 - (7) 建築物は、当該市街化調整区域周辺の農林漁業環境に著しく影響を及ぼさないものであること。

審査上の解釈・運用

- (1) 「家庭菜園」とは、農業を営む者以外の者が、家庭で食べる野菜や園芸作物等を育成するための小規模な畑をいう。
- (2) 本基準は、本提案基準により建築した建築物の増築及び建替え（建築許可不要の改築も含む）の際にも適用するものとする。